

## 土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（港湾漁港編）

制 定 平成31年 3月28日 30企技第1551号  
一部改正 令和 元年 9月27日 元企技第 758号  
一部改正 令和 3年 9月28日 3企技第 808号  
一部改正 令和 5年12月 4日 5企技第 931号

### 1 趣旨

本要領は、建設現場における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、週休2日を建設産業に広く浸透させるために試行する、港湾・漁港工事における「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

### 2 用語の定義

#### (1) 週休2日確保モデル工事

港湾・漁港工事における「週休2日確保モデル工事」とは、土日に限らず、4週8休以上の休日を確保する工事のことをいう。なお、週休2日は、毎週土日を休日とする“完全週休2日”と異なる。

#### (2) 休日

休日とは、巡回パトロールや保守点検、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場での作業を一切行わない（現場閉所する）日をいう。

#### (3) 4週8休

工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

#### (4) 現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。

#### (5) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

### 3 対象工事

土木工事標準積算基準 第I編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費の工種区分が、「港湾・漁港工事」、「海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）」、「港湾・漁港構造物工事・海岸工事」を適用する工事を対象とする。

### 4 休日の評価

工事着手日以降、最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は対象期間に含まない。

## 5 工事費の補正

- (1) 週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。  
 ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については補正の対象としない。

	労務単価	機械経費（賃料）	共通仮設費	現場管理費
補正係数	1.05	1.04	1.02	1.03

- (2) 港湾工事市場単価については、下記のとおり補正を行う。

	工 種	市場単価 補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23	ペトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止膜設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05

- (3) 標準単価については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

## 6 発注者指定型

- 3に当てはまる工事については、発注者指定型として発注することを標準とする。

## 7 受注者の取組内容

- (1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。
  - (ア) 対象期間中、工事現場において4週8休以上の休日を確保し、工程表に休日を明記する。
  - (イ) 工程表で定めた休日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。
- (2) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。
- (3) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。
- (5) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、4週8休の達成状況を工事打合せ簿で報告する。
  - (ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）
- (6) 受注者は週休2日の実施により行われた4週8休の補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (7) 受注者は試行工事の検証を行うため、アンケートに協力するものとし、「週休2日確保工事調査表」（様式1）を竣工後2週間以内に監督員へ提出する。

## 8 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め休日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。
- (3) 発注者は試行工事竣工後3週間以内に「週休2日確保工事調査表」（様式1及び様式2）を技術管理課へ提出する。

## 9 事務手続きについて

- (1) 積算関係
  - (ア) 当初設定工期は標準工期とする。（福島県の標準工期は、4週8休に対応している。）
  - (イ) 掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板（T9941）」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。
  - (ウ) 発注者指定型においては、当初積算時に4週8休の補正を計上する。
- (2) 設計変更  
発注者は受注者の週休2日の達成状況を確認し、以下のとおり設計変更を行う。  
4週8休以上の休日が確認された場合は当初積算時の補正を引き続き適用する。なお、4週8休以上の休日を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。
- (3) 入札事務手続き関係
  - (ア) 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休2日確保モデル工事」と明示する。
  - (イ) 「入札公告」（随意契約の場合、見積書提出通知）に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

(○) 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（港湾漁港編）』（技術管理課 HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyufutuka.html> 参照）の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は 発注者指定型 である。

1 0 工事成績評価について

4週8休以上の休日の確保が確認できた場合は、加点評価を行う。

（第1評価 5 創意工夫において、発注者指定型は4点の加点）

受注者の責により4週8休以上の休日が確保できなかった場合、減点評価を行うが、令和6年12月末までに起工する工事については、減点しない。（第1評価 2 施工状況「Ⅱ工程管理」において「d判定」、第2評価 2 施工状況「Ⅱ工程管理」において「3の項目を評価しない（×とする）」）

なお、本加点については、竣工検査時の福島県請負工事成績評価要綱に基づくこと。

1 1 実施証明書

発注者は、週休2日確保モデル工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務取扱基準に定める実施証明書を発行するものとする。

1 2 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

1 3 附則

この要領は、平成31年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和元年10月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和3年10月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和6年1月1日以降に公告する工事から適用する。